

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
釧路地域	釧路広域連合（釧路市、釧路町、厚岸町、弟子屈町、鶴居村、白糠町）	平成31年4月1日～令和6年3月31日	令和元(平成31)年度～令和5年度

1 目標の達成状況

（ごみ処理）

指 標		現 状 (平成 2 9 年度)	目 標 (令和 6 年度) A	実 績 (令和 6 年度) B	実績／目標
排出量	事業系 1 事業所当たりの排出量	2. 28t	2. 04 t	2. 09 t	79. 0%
	生活系 総排出量	57, 533 t	50, 819 t	51, 105 t	95. 7%
	1 人当たりの排出量	206 kg/人	195 kg/人	204 kg/人	18. 9%
再生利用量	直接資源化量	13, 713 t	13, 822 t	12, 099 t	5. 0%
	総資源化量	20, 138 t	21, 166 t	16, 606 t	-27. 0%
減量化量	中間処理による減量化量	57, 057 t	50, 828 t	49, 636 t	60. 0%
最終処分量	埋立最終処分量	10, 812 t	7, 673 t	8, 588 t	44. 4%

※未達成の指標のみを記載。

（生活排水処理）

指 標		現 状 (平成 2 9 年度)	目 標 (令和 6 年度) A	実 績 (令和 6 年度) B	実績／目標
総人口		218,076 人	198,745 人	195,351 人	—
公共下水道	污水衛生処理人口	189,730 人	177,307 人	172,076 人	97. 0%
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	87. 0%	89. 2%	88. 1%	49. 0%
合併処理浄化槽等	污水衛生処理人口	3,337 人	3,799 人	3,493 人	91. 9%
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	1. 50%	1. 90%	1. 8%	67. 6%
未処理人口	污水衛生未処理人口	23,616 人(10.8%)	16,255 人(8.2%)	17,968 人(9.2%)	110. 5%

※未達成の指標のみを記載。

2 目標が達成できなかった要因

●ごみ処理

(排出量)

- ・事業系の1事業所当たりの排出量については、事業系総排出量が目標を達成していることから、事業所数の減少が要因と考えられる。
- ・生活系の総排出量については、高齢者の死亡や転居、断捨離等によるごみ量の増加が要因と考えられる。
- ・生活系の1人当たりの排出量については、人口の減少に対して世帯数の減少割合の低いことが要因と考えられる。

(再生利用量)

- ・直接資源化量については、人口減少に伴うごみ排出量の減少が、資源ごみ量減少の要因と考えられる。
- ・総資源化量については、ごみ総排出量の減少とともに、民間商業施設の資源回収ボックスを利用する住民の増えたことが、減少の要因と考えられる。

(減量化量)

- ・中間処理による減量化量については、わずかに目標値を下回っているが、ごみ排出量の減少が要因と考えられる。

(最終処分量)

- ・最終処分量については、高齢者の死亡や転居、断捨離等に伴う不燃ごみ量、粗大ごみ量増加で、中間処理に伴う不燃性残渣の増加が要因と考えられる。

●生活排水処理

(公共下水道・合併処理浄化槽)

- ・公共下水道の汚水処理人口普及率が目標を達成しない理由としては、水洗化工事費の負担が大きく高齢者世帯等が接続を躊躇していることが要因と考えられる。
- ・合併処理浄化槽の普及率が目標を達成しない理由としては、少子高齢化などの社会情勢の変化で、自己負担を伴う合併処理浄化槽への切り替えが進まないことが要因と考えられる。

3 目標達成に向けた方策

目標達成年度 令和10年度まで

●ごみ処理

(排出量)

- ・生活系ごみについては、ごみ減量化や資源化に関する啓発事業を継続的に実施していく。
- ・排出削減のため生ごみ堆肥化容器や電動生ごみ処理機の購入費に対する助成のほか、食品ロス削減に関する啓発事業を継続して実施していく。

(再生利用量)

- ・資源化については、ごみ分別による資源化の徹底を啓発していくほか、各市町村において資源化品目の追加を検討していく。

(減量化量)

- ・中間処理による減量化量については、中間処理施設における安定処理の継続に努めるほか、各市町村において新たなプラスチック資源循環の取組についても検討していく。

(埋立処分量)

- ・最終処分量については、中間処理施設で発生する処理残渣類を選別し、不燃性残渣の埋立処分量の削減に取り組む。

●生活排水処理

(公共下水道)

- ・公共下水道処理区域内における普及率向上のため、トイレ水洗化工事費への融資あっせん・補助制度の周知に努め、水洗化意欲を促進する広報活動を引き続き行う。

(合併処理浄化槽)

- ・公共下水道処理区域外の住民に対して、汲取り便所、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推奨するため、引き続き広報活動に努める。
- ・厚岸町、弟子屈町、鶴居村、白糠町の4町村は、令和6年度からの新規計画により、循環型社会形成推進交付金を活用した合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置型）に取り組む。
- ・釧路市は、令和6年度から市単独事業による合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置型）に取り組む。
- ・釧路町は、町単独事業による浄化槽整備推進事業（市町村設置型）に継続して取り組む。

(未処理人口)

- ・公共下水道事業及び合併処理浄化槽設置事業を継続して実施し、未処理人口の削減に取り組む。
- ・将来的には、人口減少等の社会情勢の変化に伴い、公共下水道による集合処理計画区域を見直し、浄化槽整備区域に変更することも考えられる。

(都道府県知事の所見)

ごみ処理に関しては、新たな設備整備ではなく、今後は啓発等のソフト系事業が主となるものと考えますが、「3 目標達成に向けた方策」に記載の各種施策を通じて、指標の更なる改善につながることを期待しています。

生活排水処理に関しては、浄化槽設置整備事業を次期計画期間でも各市町村において行うものと承知しています。

目標達成に向けた取組を引き続き推進していくために、道としても循環型社会形成推進交付金の活用の際に、助言や寄り添った各種調整をしてまいります。